

## 難民日本語教育の研究動向

片山 奈緒美

(東洋大学国際教育センター)

# 難民日本語教育の研究動向

片山 奈緒美 (東洋大学国際教育センター)

## 要旨

日本は難民認定率が低いことで知られるが、近年、難民認定申請数が増加する傾向にあり、ミャンマーやアフガニスタン等の政変などの影響で難民認定数も増加した。認定された難民には文化庁の「難民に対する日本語教育」プログラムが提供され、日本語支援のみならず、自立して生活していくためのさまざまな支援が行われている。難民が日本で生活していくために日本語習得は重要な役割を果たすが、文化庁のプログラムは難民保護を目的に非公開でプログラムが実施されているため、どのように日本語教育が行われているのかについては、これまであまり知られてこなかったという側面もある。本研究では論文検索サイト CiNii におけるキーワード検索で難民を対象にした日本語教育の先行研究を抽出し、抽出された先行研究のデータからテキストマイニングを用いて可視化分析を行った。さらに「日本語教育の俯瞰図」を用いて先行研究が扱ってきた分野を整理し、これまでの難民を対象にした日本語教育研究の動向を捉え、まだあまり扱っていないテーマを明らかにしたい。

キーワード：難民日本語教育、「難民に対する日本語教育」、テキストマイニング、ワードクラウド、「日本語教育学の俯瞰図」

## 目次

1. はじめに
2. 研究目的と方法
  - 2.1 研究目的
  - 2.2 研究方法
3. 研究結果
  - 3.1 CiNii の先行研究抽出とワードクラウド
  - 3.2 「日本語教育学の俯瞰図」
  - 3.3 難民日本語教育研究の分類
  - 3.4 年代別の研究動向
4. まとめ

## 1. はじめに

日本は世界的に難民認定率の低さで知られるが、コロナ禍にあった2020～2022年を除くと、2015年頃から日本における難民認定申請（以後、難民申請）の数が増加傾向にあり、それに伴って条約難民の認定数もこれまでにない高水準を維持している<sup>i</sup>。国は1951年の出入国管理及び難民認定法において難民の認定を受けた条約難民及びその家族に日本語教育支援や就労支援を行うことを2002年に閣議了解した<sup>ii</sup>。この「条約難民に対する日本語教育事業」に加え、2014年の閣議了解等で、第三国定住難民に対しても「第三国定住難民に対する日本語教育事業」を行うこととし、条約難民及び第三国定住難民の定住促進を図ってきた。こうした難民を対象とした日本語教育は難民の定住支援事業と位置づけられて法人格を有する団体に業務委託され、文化庁が委託費を支出するかたちで行われている<sup>iii</sup>。その概要を示すのが図1である。

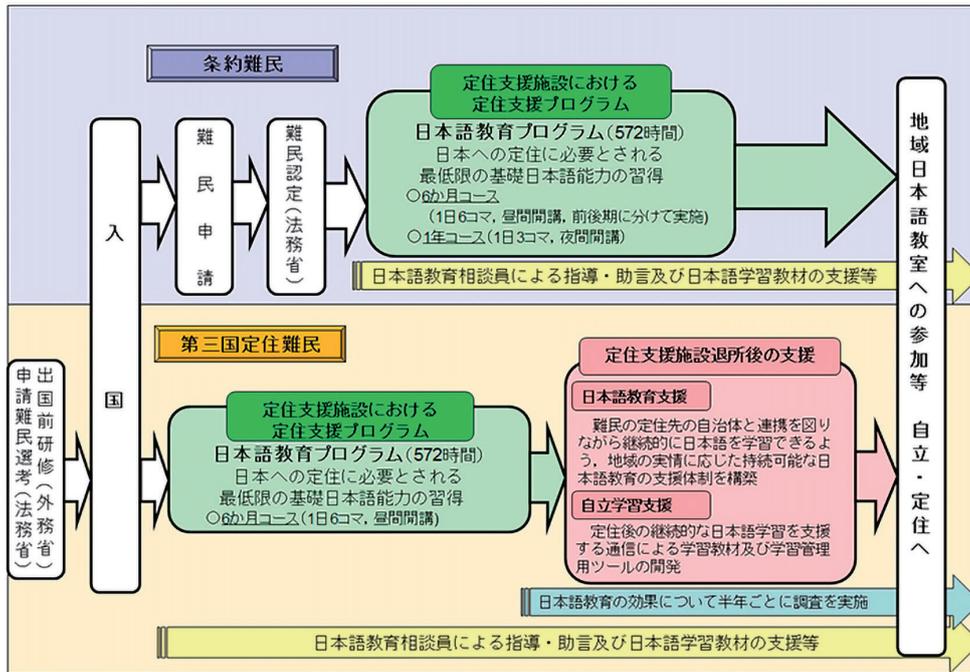


図1 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業（文化庁）<sup>iv</sup>

図1の条約難民を例に入国から自立・定住までの流れを見ていくと、入国後に難民申請を行い、難民として認定されたのちに日本での定住支援プログラムのひとつである日本語教育プログラムを受講できる。日本語教育プログラムは文化庁の業務委託を受けた法人格を有する団体がを行い、難民認定者は1日6コマの6か月コースか1日3コマの1年コース

<sup>i</sup> 法務省「我が国における難民保護の状況等」。

<sup>ii</sup> 平成14年8月7日閣議了解「難民対策について」。

<sup>iii</sup> 平成22年2月19日「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業委託実施要領」。

<sup>iv</sup> 文化庁 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nanmin\\_nihongokyoiku/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nanmin_nihongokyoiku/)

で合計 572 授業時間（1 授業時間は 45 分）のプログラムで「日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力」の習得を目指すことになる。この間、日本語教育相談員による指導・助言及び日本語学習教材の支援等」が提供され、プログラム修了後、難民は地域日本語教室に参加するなどして日本語のさらなる習得を進めながら自立・定住していくという設計である<sup>v</sup>。

しかし、難民を対象とした日本語教育事業についての情報の開示は限定的であり、文化庁ウェブサイト内での図 1 を含めた「難民に対する日本語教育」等における事業の全体像の概略や使用している教科書や教材『はじめまして にほん』『にほんご えじてん』等の公開にとどまっている。日本語教育プログラムを受講する難民の日本語学習歴やプログラム修了後の習得度など難民自身に紐付けられる情報はもちろんのこと、『はじめまして にほん』や『にほんご えじてん』がプログラムで具体的にどのように使われているのか、日本語 4 技能をどのように伸ばす試みがなされているかなど、公開されない要素が多い。そのため、難民に対する日本語教育は研究の機会がきわめて限られており、日本語教育の中でも研究が進んでいない分野の一つと言えるだろう。これらを踏まえ、本研究はこれまでの難民に対する日本語教育について研究動向を整理し、まだあまり扱われていない研究課題を明らかにすることを研究目的とする。これにより、今後の難民の日本語教育の発展に貢献できる意義のある研究であると考えている。

ここで難民の定義について確認しておきたい。難民条約では、条約が適用される難民について次のように定義している。

人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者<sup>vi</sup>。

日本は 1970 年代後半にインドシナ難民が大量に発生したことを受けて 1981 年に難民条約、1982 年に難民議定書に加入した。そして、それまでの法令を改正して新しい難民認定制度を導入した「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を制定したことにより、難民申請者が難民として認定されると社会保障ほか一定の保護を受けられるようになった<sup>vii</sup>。

<sup>v</sup> プログラム受講が対面またはオンラインを選択できることなど、2025 年度のプログラム申し込みの詳細は日本語教育プログラムの委託を受けた公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ) のウェブサイトで公開されている。

<sup>vi</sup> 1951 年の難民条約第 1 章第 1 条 A(2) より。 <https://www.unhcr.org/jp/treaty-1951>

<sup>vii</sup> 外務省「国内における難民の受け入れ」。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>

しかし、居住地または宿泊地等がある地方出入国在留管理官署に難民申請のための書類が提出されたあとに行われる審査の基準は上記の難民条約における難民の定義に基づくとされているのみであり<sup>viii</sup>、難民として認定されるか、不認定となるかの境界線は不透明である。そのため、難民として庇護を求める人々の立場は極めて不安定であると言える。また、難民認定されて定住のためのビザを取得し、さまざまな保護を受けられるようになっても、就労や日本語習得、地域での受け入れ状況などの面でやはり不安定な生活を免れないのが現状である。こうした状況を踏まえ、伴野（2013）は難民の日本語教育は不安定で不確実な現場で生身の人間である難民に対して行われ、理論と実践間の往還または統合を目指すものだとし、これを「難民日本語教育」とした。以後、本稿においても難民に対する日本語教育を「難民日本語教育」と呼ぶこととする。

## 2. 研究目的と方法

### 2.1 研究目的

先述したとおり、難民に対して実際に日本語教育を行うのは文化庁から業務委託された法人格を有する団体であるが、この日本語教育プログラムは文化庁の事業として日本において限定的に実施されている公的な日本語教育の一つであり、これまでの事業成果の検証と今後の発展のための調査研究が望まれる。だが、難民本人や家族の保護の目的から研究者などが当事者に接触するのは困難であり、2025年現在、難民日本語教育に関連する研究は限られている。しかし、今後不安定な世界情勢によって大量の難民が発生し、その一部を日本で受け入れたときのために、難民日本語教育について研究を進めておくことに意義があると考えられる。本研究は今後の難民日本語教育の発展のために、現時点での難民日本語教育の研究動向を捉え、これまで先行研究があまり扱ってこなかった研究課題を明らかにすることを研究目的とする。

### 2.2 研究方法

本研究は、まず論文検索サイト CiNii<sup>ix</sup> でキーワードを入力して難民日本語教育に関連する先行研究を抽出した。次に抽出された論文のタイトル及び抄録について「AI テキストマイニング」<sup>x</sup> でテキストマイニングを行って生成されたワードクラウドによる可視化分析を行った。ワードクラウド上ではワードの大きさで出現回数の多少を表し、色でワードの品詞が区別される。この可視化されたデータによって難民日本語教育の研究動向の全体像を可視化分析した。最後に CiNii で抽出された先行研究を「日本語教育学の俯瞰図」（日

<sup>viii</sup> 出入国在留管理庁「難民認定手続・補完的保護対象者認定手続」<https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/16-6.html>

<sup>ix</sup> CiNii（NII 学術情報ナビゲータ）<https://cir.nii.ac.jp>

<sup>x</sup> AI テキストマイニング <https://textmining.userlocal.jp>

本語教育学会 2023)<sup>xi</sup> に沿って分類した。以上のように CiNii から抽出された先行研究をワードクラウドで可視化分析し、また「日本語教育学の俯瞰図」を用いてこれまでの研究動向を分類・整理することで、難民日本語教育の先行研究があまり扱ってこなかった研究分野を明らかにしたい。

### 3. 研究結果

#### 3.1 CiNii の先行研究抽出とワードクラウド

2025年6月23日、CiNii で「難民／日本語」「難民／日本語教育」「難民／日本語プログラム」「難民／言語／習得」「難民／言語教育」などの複数の組み合わせでキーワードを入力し、1980～2025年に発表された難民日本語教育にかんする先行研究を検索した。重複や外国における難民の言語教育制度のみを扱ったものを排除すると「難民 日本語」の入力で最も多くの先行研究を検索できたため、この検索結果 197 件を本研究の基礎データとした。その内訳は表 1 の通りである。

表 1 CiNii 「難民 日本語」 検索結果

研究データ	論文	本	博士論文	プロジェクト	合計
3	77	67	5	45	197

このうち CiNii 上で「論文」「本」「博士論文」に分類されている計 149 件から、タイトル及び抄録から重複しているものと外国の難民の事例のみを扱ったものは除外し、日本の難民に対する日本語教育や日本語習得、他国と日本の難民の言語教育の比較等、日本の難民の日本語教育に関連のある先行研究を抽出したところ、37 件が残った。この 37 件についてタイトルと抄録、抄録が無い場合はタイトルのみ、または論文本文の第 1 章「はじめに」などで論文の概要を記した部分を AI テキストマイニングに入力したところ、図 1 のようなワードクラウドが生成された。

まず、図 2 では、表示される語の大きさで出現回数の多少が表現され、名詞が青、動詞が赤、形容詞ほか緑で表されている。文字の大きさが目立つのは名詞に集中しており、先行研究のタイトルと抄録において「日本語教育」「日本」「インドシナ難民」「難民」「人材」「教育」「定住」「ベトナム」等の語の使用頻度が高かったことがわかる。尚、名詞が表示されている青字のなかに「インドシナ難民日本語教育」や「難民」などの語の一部と推察される「民日」「民」、動詞の赤字に「おる」、形容詞ほかの緑字のなかに「なるい」といった不自然な表示が見られる。これらは日本語は英語などと違って単語間にスペース

<sup>xi</sup> 公益社団法人日本語教育学会において、日本語教育学の構造化を目指したワーキンググループが中心になって作成。日本語教育と日本語教育研究に携わる人の実際の活動や関心に注目して日本語教育学の姿を描いたと説明されている。  
[https://www.nkg.or.jp/musubu/contents/kenkyu/20230620\\_2396954.html](https://www.nkg.or.jp/musubu/contents/kenkyu/20230620_2396954.html)

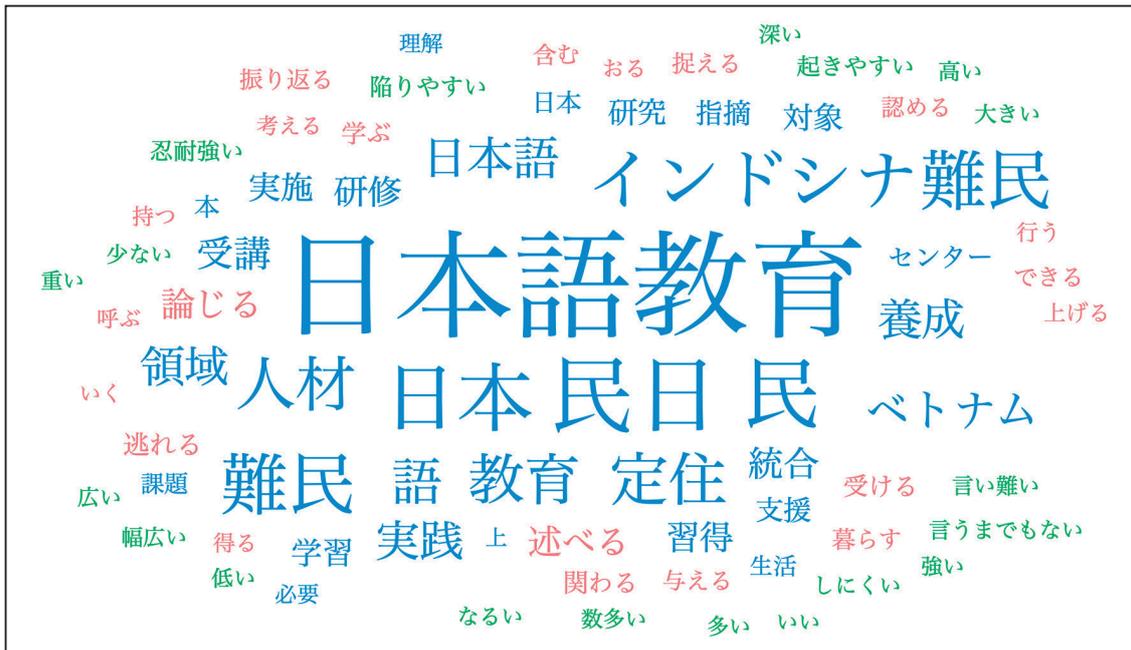


図2 CiNii から抽出した先行研究のタイトルと抄録のワードクラウド

がなく、ワードクラウドで不自然な単語分割が行われることがあるために表れたものと考えられ、分析の対象外とした。

比較的大きな文字で表れている「インドシナ難民」については、以下のような背景がある。日本では1960年代末からベトナム戦争によって生じた孤児などを救済する目的を持つベトナム孤児福祉教育財団が設立されたが、のちにベトナムのほかラオス、カンボジアのインドシナ三国で大量に発生した難民の救済や受け入れを行うようになって、アジア福祉教育財団と名称を変更した。2025年現在、同財団は難民認定者に対する日本語プログラムの運営を国から委託され、同財団の難民事業本部がその実務を担っている。インドシナ難民の受け入れ事業は2005年に終了している<sup>xii</sup>ため、ワードクラウドで大きな文字で表れている「インドシナ難民」をタイトルや抄録に含む先行研究はインドシナ難民を対象とした日本語教育を論じた吉田・湯川（1983）や、定住促進センター<sup>xiii</sup>での日本事情教育を扱った西尾（1988）など、検索対象とした1980～2025年の先行研究のうち事業継続中に発表されたものが多くを占めている。

伴野（2023b）が難民受け入れに大きな転換期を迎えたと指摘する2021年に発生したミャンマーの軍事クーデター、2021年のアフガニスタンの政権崩壊、2022年からいまなお続くロシアによるウクライナ侵攻などに端を発するこれまでにない数の難民及び避難民

<sup>xii</sup> 公益財団法人アジア福祉教育財団「財団の歩み」より。https://www.fweap.or.jp/about/history

<sup>xiii</sup> 日本での定住希望者への日本語教育、健康管理、就職斡旋を目的とした施設で、姫路定住促進センター（1979-1996）、大和定住促進センター（1980-1998）があったが、のちにインドシナ三国の政情が安定したことなどを理由に閉鎖された（https://www.rhq.gr.jp/outline/p01/）。ワードクラウドに表れた「センター」は定住促進センターを指すと思われる。

を日本でも受け入れてきた実態が検証され、日本語教育の文脈で語られる機会が極めて限定的だったと言えるだろう。

次に名詞に着目すると、AI テキストマイニングでは名詞出現頻度順の上位 15 位は表 2 のようになっている。

表 2 名詞出現頻度上位 15 位

	1	2	3	4	5	6	7
名詞	難民	日本語教育	教育	日本語	語	日本	本
出現頻度	100	73	68	64	50	42	34
	8	9	10	11	12	13	14
定住	実践	領域	研修	対象	研究	インドシナ 難民	ベトナム
出現頻度	33	28	27	27	26	23	22

テキストマイニングで多く表れた名詞は「難民」「日本語教育」などのほか「定住」「実践」「領域」「研修」などになっており、このことからこれまでの難民日本語教育の研究は、難民に対して日本語を教育するという視点が中心の研究や、定住促進に関連する実践研究が中心だったのではないかと考えられる。留学生や外国人就労者や生活者など難民以外の外国人を対象にした就労や進学、JLPT などの日本語試験関連、子供の教育、地域との結びつき、日本語教師、ボランティアなど、日本語教育研究でしばしば扱われるものが研究テーマになることがなかったか、または少なかったのではないだろうか。しかし、今後の難民日本語教育の発展のためには、これまで行われた研究を振り返って整理し、まだあまり研究されていない分野を捉えておくことは重要だと言える。何より、難民申請が認可されて日本に定住して、日本語を習得したり、日本での人生設計を考えたりする人々に関連する研究で得られる知見を積み重ね、新たな難民日本語教育研究はもちろん、他の日本語教育研究の分野にも応用、発展させていくことが必要だろう。

次節では「日本語教育学の俯瞰図」から難民日本語教育の先行研究を整理したい。

### 3.2 「日本語教育学の俯瞰図」

日本語教育学会では日本語教育学を捉えて全体像を示し、日本語教育の実践との関係を考える議論を踏まえて、2022年に日本語教育学の構造化に関するワーキンググループを組織し、2023年、日本語教育研究を整理して図式化することを目的に図3の「日本語教育学の俯瞰図」をまとめた。



図3 「日本語教育学の俯瞰図」(日本語教育学会 2023)

「日本語教育学の俯瞰図」(以下、俯瞰図)は、日本語教育学は「A. 日本語教育の諸分野」「B. 日本語教育の諸側面」「C. 日本語教育の研究的関心」の3層で構成される。俯瞰図の内側のA層に示された日本語教育の諸分野は、それぞれがB層に示された日本語教育の諸側面を有するとしている。さらに俯瞰図外側のC層に示された研究的関心により、これまで日本語教育の諸分野で多様な研究が行われてきたことが俯瞰できる。

俯瞰図のA層に難民日本語教育または難民の日本語教育等の語は見られない。難民日本語教育をA層に当てはめるとすれば、現在は文化庁の難民に対する日本語教育のみで行われているため、生活者や技能実習・特定技能、介護士候補者・看護師候補者等への日本語教育が含まれる〈A2 各種の分野の日本語教育〉に分類されると思われる。ただし、A層に難民日本語教育を意味する語が示されていないことは、研究分野として十分に確立されていないことを意味すると言える。そして、A層の外側のB層には、〈B1 教育の開発と改善〉〈B2 教育活動〉〈B3 評価〉〈B4 学習者〉〈B5 教師〉〈B6 学習段階〉〈B7 ICT活用の言語教育〉の7つの側面が記されている。以上の2層からなる日本語教育の諸分野・諸側面について、C層では研究的関心が分類されており、これまで〈C1 日本語〉〈C2 言語〉〈C3 コミュニケーション〉〈C4 言語教育〉〈C5 学習と教育〉〈C6 制度・社会・歴史〉〈C7 言語の行使と機能〉〈C8 哲学・思想〉の8分類の研究的関心によって研究が行われてきたことを示す。また、このC1～C8の研究的関心は表3のように4つの事項に関わるとされる。

表3 「日本語教育学の俯瞰図」C層4事項

C層（研究的関心）	関わる事項
〈C1 日本語〉〈C2 言語〉	(1) 日本語教育実践のあらゆる側面の意志決定において援用される基本的な認識に関わる
〈C3 コミュニケーション〉	
〈C4 言語教育〉〈C5 学習と教育〉	
〈C6 制度・社会・歴史〉	(2) 日本語教育というものの捉え方に関わる
〈C7 言語の行使と機能〉	(3) 言語活動の実態に関わる
〈C8 哲学・思想〉	(4) 教育や言語そのものの本質に関わる

以上のように、日本語教育研究は諸分野（A層）、諸側面（B層）に分けられ、多様な研究的関心（C層）に基づいて行われており、それぞれの研究的関心は表3の通り4つの「関わる事項」によって分類できる。これにしたがって難民日本語教育についても先行研究を分類し、これまでの研究動向を捉えることが可能であると考えられる。

### 3.3 難民日本語研究の分類

本節では3.1でテキストマイニングにかけた37件の先行研究を前節の「日本語教育学の俯瞰図」に沿って分類を行った。

前節で述べたとおり、難民日本語教育はA層の〈A2 各種の分野の日本語教育〉とし、先行研究をB層のB1～B7に分類した。さらに各先行研究についてC層C1～C8の分類を試みた。B層とC層の分類は複数の側面や研究的関心が見られるケースがあったが、分類しにくい場合は研究タイトルにある用語から判断した。その結果が表4である。

表4からはB層の〈B3 評価〉〈B6 学習段階〉〈B7 ICT活用の言語教育〉に分類される先行研究が見られなかったことがわかる。これまで難民日本語教育は文化庁の「難民に対する日本語教育」を除くと地域日本語教室や支援団体等による学習支援等が行われていたが、教育や支援が行われる期間や内容、環境等に制限があるため、B3の評価にかかわる研究やB6の学習段階別の教育の研究は困難であったと思われる。また、B7のICT活用の教育も同様の理由で研究テーマとしにくいのではないかと推察される。その他、B1では難民日本語教育で使用される教材の研究や調査報告が見当たらなかった。文化庁の「難民に対する日本語教育」プログラムで使用している教科書は公開されており、こうした教材の研究も難民日本語教育研究を一步前進させることになるのではないだろうか。表4を作成するまでは難民日本語教育は難民として保護されている人々が対象であるため、B4の学習者を扱った研究が少ないのではないかと考えていたが、B5の教師を扱った研究よりは数が多かった。しかし、B4とB5の先行研究の発表年を見ると、難民認定数が急増した2022年以降の研究で林（2024）が学習者を扱っているが、林が研究対象としたのは新たに増えた難民ではなく、すでに定住しているベトナム難民である。また、教師を研究対象とした2022年以降の研究5件のうち、4件が急増した難民に対する日本語教育の教育や支援を担う人材について論じた伴野（2022,2023a,2024,2025）である。この結果は、

表4 「日本語教育学俯瞰図」による難民日本語教育先行研究の分類

A層	B層	先行研究	C層	事項
A2	B1	伴野 (2023b)	C6	2
		宮下 (2023)	C4	1
		宗田 (2021)	C6	2
		木村・佐伯・人見 (2018)	C4	1
		小松 (2013)	C7	3
		伴野 (2013)	C6	2
		国際日本語普及協会 (2011)	C4	1
		アジア福祉教育財団 (2006)	C6	2
		B2	鈴木 (2025)	C4
	平岡 (2023)		C4	1
	小瀧 (2009)		C7	3
	内藤 (2009)		C4	1
	西尾 (1990)		C4	1
	西尾 (1988)		C4	1
	吉田・湯川 (1983)		C4	1
	B3			
	B4	林 (2024)	C4	1
		松尾 (2021)	C7	3
		長谷部 (2020)	C7	3
		長谷部 (2019)	C2	1
		林 (2018)	C7	3
		岩下・小西 (2017)	C4	1
		瀧尻・植本 (2015)	C7	3
		松田 (2012)	C7	3
		いしもと (2011)	C7	3
		山川 (2006b)	C7	3
		吉本 (2001)	C3	1
		福留・増井 (1997)	C3	1
		関口 (1994)	C4	1
		福留・山元 (1994)	C5	1
		福留・山元 (1993)	C2	1
		上条 (1989)	C2	1
	B5	伴野 (2025)	C4	1
		斉藤・森田・小林 (2024)	C4	1
		伴野 (2024)	C6	2
		伴野 (2023a)	C4	1
伴野 (2022)		C4	1	
山川 (2006a)		C8	4	
B6				
B7				

難民日本語教育に携わる日本語教師を対象とする調査がしにくいことを暗示しているのではないだろうか。

C層では、多文化共生や市民性教育、インクルーシブ教育、継承語、複言語などにかかわるC8に分類された先行研究が山川(2006a)のみであった。俯瞰図の中央には日本語教育学会が理念とする「ことばと共生」が書かれているが、ことばの教育によって難民を含めた外国人住民への社会の理解を促し、一市民として包摂する共生社会を目指すのであれば、C8は今後より研究を深めていかねばならない分野だろう。

### 3.4 年代別の研究動向

1990年代前後の研究で西尾(1988、1990)はインドシナ難民や中国帰国孤児及びその家族を対象とした日本語教育について調査している。インドシナ難民については大和定住促進センター他で、中国帰国孤児は定着促進センター(所沢)で行われていた日本語教育を詳細に記述し、日本語教育と社会生活の適応を目的としたトレーニングが別立てで行われていたことが記されている。それによると、一つの教室で学ぶ難民の母語がカンボジア語、ラオス語、ベトナム語など複数になることから、媒介語を使わずに日本語で日本語を教える教授法が採られていた。また、まったく異なる文化背景を持つ人々に社会適応のための指導を行う難しさについても触れており、「難民・帰国者の日本語教育が第2言語としての日本語教育の初めての現場となり、その経験と実績が新しい日本語教育の分野を確立することになった」(西尾1990:336)としている。

福留・山元(1993)はインドシナ難民に対する日本語教育と社会生活適応指導の終了後の日本語習得状況にいちやく着目し、インドシナ難民のうち数世帯について1年間追跡調査を行った。インタビュー調査やアンケート調査などから学習成果が定着していなかったり、改善されていなかったりする場面などを記録し、難民に対する日本語教育のカリキュラム・デザインに貢献することを目指した。福留・増井(1997)も、日本語教育と社旗生活適応指導を受けていた国際救援センター退所後のインドシナ難民の日本人とのコミュニケーションについて追跡調査を行っている。

2000年代に入るとベトナム難民を対象にした談話における相づちの研究もおこなわれたが(吉本2001)、研究対象となる難民の確保は容易でなかったことが推察され、同様のテーマの研究は広がっていない。その一方、山川(2006b)ではタイトルに「共生」という語が使用されており、難民条約により保護される立場である難民と日本社会及び日本人との関係性が語られるようになった。内藤(2009)も日本語は難民にとって自己実現のツールとなるものであることについて触れており、日本語を教えて社会生活適応指導を行う難民について、日本語を一人の人間として生きがいを持って生きるための手段と見なす傾向が観察される。2000年代に入ってから、難民と日本語についてこれまでと異なる視点が明確になってきたと言えるのではないだろうか。

こうした傾向は2010年代により明確になっている。松田(2012)は難民の自立に関し

て就労と日本語教育の関連を明示し、保護されてきた難民が保護期間後に必要な就労と日本について述べている。また、伴野（2013）は難民を対象にした公的日本語支援、ボランティアやNPO等による日本語教室などの実践が難民の日本語習得を支えている一方で、これまでの枠組みだけでは十分な支援とは言えないことを指摘した。また、難民の自己表現や居場所の確保、社会統合、周囲とのコミュニケーション等を目指す必要があるとしている。

このほか2010年代には難民の子どもへの言及が見られた（木村・佐伯・人見2018）。当然ながら若い世代の難民が来日後に日本で家族を持ったり、年少者を含む家族を伴って来日したりしたケースを考えると、今後は難民の子どもの教育についても日本語支援や学習支援、進学相談などを複合的に考えていかねばならないだろう。また、こうした支援のほかに「誰も取り残さない」社会（宗田2021）に関連した難民自身のアイデンティティに目を向けた母語教育や、日本語習得に対する日本人側からの評価ではなく、ベトナム難民の視点に立った日本語のあり方（林2024）についても議論された。このように、これまでの研究を概観すると、少なくとも研究者の難民へのまなざしに変化が確認できる。

他方、難民に日本語を教える教師や、ボランティアなど難民を支える人々はどうだろうか。伴野（2022・2023a）は難民日本語教育の実践者である自身を調査対象として、専門家としての自己の成長を記述・可視化することで人材育成などに活用するモデルについて検討し、難民日本語教育の実践者のための参考資料とすることを試みた。現在、国によって行われている難民の日本語プログラムは公開されていないため、実際に教育にあっている日本語教師にアクセスすることも容易ではない。だが、難民日本語教育の特殊性を考えると、こうした数少ないデータを少しずつ積み重ねていくことは必要であろう。

難民日本語研究の動向を概観すると、まだ少数である研究の中で難民自身以外に着目した研究がごく限られていることがわかった。難民に対する日本語その他の支援のあり方や支援プログラムの制度そのものだけでなく、そこに関わっている日本語教師やボランティア、難民と接する地域住民など、難民の周りに存在する「人」に対する研究も今後進めていくべきではないだろうか。

#### 4. まとめ

本研究で対象とした研究を概観すると、難民日本語研究はインドシナ難民への日本語教育に始まり、インドシナ難民の受け入れ終了後は近年の不安定な世界情勢によって発生した多様な背景の難民への日本語教育へと研究の焦点が少しずつ移動してきたように見える。インドシナ難民の高齢化や多様な難民の受け入れによる年少者への教育問題、一人一人の難民の自己実現などの問題が積み重なり、可視化されてきたとも言えるが、それらを対象とした研究はまだ少数である。

今後、ますます複雑化すると予測される世界情勢を考えると、これまでインドシナ、

ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等から受け入れた難民や避難民とは異なる背景の難民が、日本人の隣人になる可能性は充分にある。西尾（1990）が「新しい日本語教育」と表した難民日本語教育は、複雑に拡大していくものかもしれない。難民日本語教育研究を進めることは、こうした未知の難民への日本語教育にも貢献できるはずである。今後の難民日本語教育研究の課題としては、難民を保護し、そのプライバシーを守りながら、将来新たな難民を受け入れたときのために常に研究を続け、研究対象を広く深く捉えていくことが重要だと言えるだろう。

## 引用文献

- アジア福祉教育財団（2006）「国際救援センターにおけるインドシナ難民等に対する日本語教育調査研究：平成16・17年度文化庁日本語教育研究委嘱」アジア福祉教育財団難民事業
- いしもとあやこ（2011）「Special Interview 異文化に学ぶ（Vol.3）羽賀友信 長岡市国際交流センター『地球広場』センター長 無気力状態に陥っている難民に生きる希望を与えること。『自立支援』から、国際協力は始まる」『月刊日本語』24(6)、4-7、アルク
- 岩下智美・小西広明（2017）「2015年度第三国定住難民に対する渡日前日本語研修報告」『国際交流基金日本語教育紀要』13、117-124、国際交流基金
- 木村光伸・佐伯奈津子・人見泰弘（2018）「外国人・難民問題にどう取り組むか」『名古屋学院大学論集 社会科学編』55(1)、183-192、名古屋学院大学総合研究所
- 小瀧雅子（2009）「小学校日本語学級と交流活動の記録——難民クラスでの『生活ガイダンス』プログラム実践から」『AJALT』4、76-91、国際日本語普及協会
- 小瀧雅子（2021）「難民のための日本語教育初任教师養成研修講座：オンライン事始め」『AJALT』44、44-46、国際日本語普及協会
- 国際日本語普及協会第三国定住難民事前研修担当グループ（2011）「メラから日本へ 第三国定住難民のための日本語教育——出国前研修プログラムを中心に」『AJALT』34、16-21、国際日本語普及協会
- 小松由美（2013）「第三国定住での難民受け入れと定住支援としての研修についての一考察」『東京外国語大学留学生日本語教育センター論集』39(39)、105-112、東京外国語大学留学生日本語教育センター
- 斉藤知花・森田淳子・小林亜希子（2024）「ロシアによるウクライナ侵略後の日本語教育環境の変化と現状——日本語教師を対象としたアンケート調査を中心に——」『国際日本号研究』4、227-240、東京外国語大学大学院国際日本学研究院
- 鈴木美穂（2025）「日本における難民の現状と日本語学習支援——小規模日本語教室の取り組みと課題」『目白大学外国語学部開設20周年記念論集』341-359、目白大学外国語学部
- 関口明子（1994）「日本定住児童の日本語教育——インドシナ難民児童の多様な言語背景と日本語習得」『日本語教育』83、1-15、日本語教育学会
- 瀧尻明子・植本雅治（2015）「在日ベトナム人高齢者の生活と健康状態に関する研究」『大阪市立大学看護学雑誌』11、11-20、大阪市立大学大学院看護学研究科
- 伴野崇生（2013）「『難民日本語教育』の可能性と課題：難民の権利・尊厳のための日本語学習

- 支援の構想」『難民研究ジャーナル』3、26-43、難民研究フォーラム
- 伴野崇生（2022）「『難民日本語教育』実践者の自己形成と成長——オートエスノグラフィーとAuto-TEMを通じて——」『社会情報研究』3(2)、1-15、先端教育機構
- 伴野崇生（2023a）「難民を対象とした日本語教育実践者の自己形成・成長過程における自己内対話 Auto-TEM 分析結果を基にした『対話的自己』による考察」『東京医科歯科大学教養部研究紀要』53、95-112、東京医科歯科大学教養部
- 伴野崇生（2023b）「難民支援としての日本語教育・難民を対象とした日本語教育」『小出記念日本語教育学会論文集』31、165-191、小出記念日本語教育学会
- 伴野崇生（2024）「『難民等』への日本語教育人材養成の現状と課題：モードの往還による知識生産」立命館大学博士論文
- 伴野崇生（2025）「『難民日本語教育』におけるネガティブ・ケイパビリティの意義と課題」『待遇コミュニケーション研究』22(0)、213-213、待遇コミュニケーション学会
- 内藤真知子（2009）「自己実現の日本語へ—条約難民に対する日本語教育が目指すもの—『声』を受け止め、『声』を支える」『AJALT』32、23-27、国際日本語普及協会
- 西尾珪子（1988）「姫路・大和定住促進センターにおけるインドシナ難民に対する日本事情教育」『日本語教育』65、95-108、日本語教育学会
- 西尾珪子（1990）「難民・帰国者に対する日本語教育」『日本音響学会誌』46(4)、333-338、日本音響学会
- 長谷部美佳（2019）「インドシナ難民の日本語力：日本社会とのつながりから考える」『明治学院大学教養教育センター附属研究所年報』2018、14-14、明治学院大学教養教育センター附属研究所
- 長谷部美佳（2020）「インドシナ難民の定住状況調査をめぐる一考察」『駒沢社会学研究』55、25-49、駒沢大学文学部社会学科
- 林貴哉（2018）「ベトナム人集住地域における複数言語の使用と学習に関する研究」『言語文化教育研究』16(0)、136-156、言語文化教育研究学会
- 林貴哉（2024）「在日ベトナム難民のライフストーリー：職場での言語使用・習得についての語りに焦点を当てて」『日本オーラル・ヒストリー研究』20、256-275、日本オーラル・ヒストリー学会
- 平岡憲人（2023）「ウクライナ学生支援会（JSUS）の挑戦：ウクライナ避難民支援における日本語学校の役割と提案」『海外日本語教育研究』16、4-7、海外日本語教育学会
- 福留伸子・増井世紀子（1997）『筑波大学留学生センター日本語教育論集』12、171-196、筑波大学留学生センター
- 福留伸子・山元啓史（1993）「インドネシア難民の日本語習得の状況とその問題点（教育編）」『日本語教育方法研究会誌』1(1)、26-27、日本語教育方法研究会
- 福留伸子・山元啓史（1994）「日本語学習者のコミュニケーション能力習得の一考察：インドシナ難民の日本語学習環境に関するケーススタディ」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』9、185-193、筑波大学留学生センター
- 松尾慎（2021）「対等なパートナーとしての学び合い：ビルマ（ミャンマー）難民との日本語活動」『部落解放』812、91-103

- 松田節子 (2012) 「難民定住者たちの自立への道：就労と日本語教育の三つの提言」『Work & Life：世界の労働』2012(5)、49-53、日本ILO協議会
- 宮下しのぶ (2023) 「理念を守り、前に進む：条約難民・第三国定住難民への日本語教育」『AJALT』46、40-44、国際日本語普及協会
- 宗田勝也 (2021) 「『誰も取り残さない』社会への手がかり」『ボランティア学研究』21(0)、33-38、国際ボランティア学会
- 山川徹 (2006a) 「今、共生の現場で一開かれた社会は来るのだろうか (第6回) インドシナ難民、その過去と現在」『月刊日本語』19(10)、44-47、アルク
- 山川徹 (2006b) 「今、共生の現場で一開かれた社会は来るのだろうか (第7回) 難民を支える立場から」『月刊日本語』19(9)、56-59、アルク
- 吉田弥寿夫・湯川純幸 (1983) 「インドシナ難民に対する日本語教育」『言語生活』376、44-54、筑摩書房
- 吉本優子 (2001) 「定住ベトナム難民における相づち習得の研究——談話展開の観点から」『日本語教育』110、92-100、日本語教育学会
- 外務省「国内における難民の受け入れ」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html> (2025年9月28日最終閲覧)
- 公益財団法人アジア福祉教育財団「財団の歩み」 <https://www.fweap.or.jp/about/history> (2025年9月28日最終閲覧)
- 公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ) 「条約難民とその家族のための定住支援プログラム 2025年10月開講」 <http://www.rhq.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2025/07/leaflet2025-oct-convention-refugees-jp.pdf> (2026年1月12日最終閲覧)
- 出入国在留管理庁「難民認定手続・補完的保護対象者認定手続」 <https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/16-6.html> (2026年1月13日最終閲覧)
- 日本語教育学会 (2023) 「『日本語教育学の俯瞰図』の解説と活用法—日本語教育と日本語教育研究の相互活性的なダイナミクスの促進をめざして—」 [https://www.nkg.or.jp/musubu/contents/kenkyu/20230620\\_2396954.html](https://www.nkg.or.jp/musubu/contents/kenkyu/20230620_2396954.html) (2026年1月13日最終閲覧)
- 文化庁「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業委託実施要領」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nanmin\\_nihongokyoiku/pdf/r1392633\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nanmin_nihongokyoiku/pdf/r1392633_01.pdf) (2025年9月26日最終閲覧)
- 文化庁「難民対策について」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nanmin\\_nihongokyoiku/pdf/nanmin\\_kaigi\\_1.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nanmin_nihongokyoiku/pdf/nanmin_kaigi_1.pdf) (2025年9月26日最終閲覧)
- 文化庁「難民に対する日本語教育」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nanmin\\_nihongokyoiku/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nanmin_nihongokyoiku/) (2025年9月26日最終閲覧)
- 法務省「我が国における難民保護の状況等」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001434641.pdf> (2025年9月26日最終閲覧)
- UNHCR「難民の地位に関する1951年の条約」 <https://www.unhcr.org/jp/treaty-1951> (2025年9月26日最終閲覧)

# Research Trends in Japanese Language Education for Refugees

Naomi KATAYAMA

(Center for Global Education and Exchange, Toyo University)

## Abstract

In recent years, despite Japan's consistently low refugee recognition rate, the number of refugee applications has shown an upward trend. The number of recognized refugees has also increased, influenced by political upheavals in countries such as Myanmar and Afghanistan. Recognized refugees are provided with Japanese language programs and support to promote independent living; however, because Japanese language education is conducted in closed environments intended to protect refugees, research in this area has remained limited.

In this study, previous research on Japanese language education for refugees was extracted through keyword searches in CiNii (Scholarly and Academic Information Navigator). Using data from the selected studies, we conducted a visualization analysis employing text mining techniques.

Furthermore, by applying the "Panoramic Framework of Japanese Language Education Studies," we organized the research domains addressed in prior studies and sought to identify themes that have received limited attention in research on Japanese language education for refugees.

## Key words :

Japanese language education for refugees, text mining, word cloud, panoramic framework of Japanese language education studies